

1. 教育・保育給付認定申請の対象者

丸亀市に住民登録しており、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用を希望する子どもの保護者が対象です。

2. 教育・保育給付認定区分

認定には、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

利用したい施設 認定区分		幼稚園	保育所	認定こども園		地域型保育
				利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕	
満3歳 以上	教育時間認定 1号認定	○		○		
	保育認定 2号認定		○		○	
満3歳 未満	保育認定 3号認定		○		○	○

※受入年齢や利用時間は各施設で異なります。

3. 教育・保育給付認定区分の詳細について



①教育時間認定（1号認定）

(1) 保育を必要とする事由

1号認定を受けるのに、制限はありません。

(2) 利用できる時間帯

おおむね午前9時頃～午後2時頃（教育時間）

※各施設によって異なります。詳細は施設へお問い合わせください。

②保育認定（2号認定・3号認定）

(1) 保育を必要とする事由

2号認定・3号認定を受けるには、保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

- ◇保護者が就労している。（1ヶ月あたり64時間以上の就労）
- ◇保護者が就学している。
- ◇保護者が求職活動中である。
- ◇母親が妊娠中あるいは出産前後である。
- ◇保護者が病気やけがであったり、心身に障がいがある。
- ◇保護者が親族の介護・看護を常時している。
- ◇保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
- ◇上記の事由のほか、社会的養護の観点から保育所等に入所する必要がある場合。

※事由を満たす場合でも、施設の定員に余裕がない場合など、入所(園)できないことがあります。

(2) 利用できる時間帯（保育必要量）

保育認定（2号認定・3号認定）の方は、「保育を必要とする事由」及び「保護者の就労状況等」に応じて、「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに認定されます。

- ・ 保育標準時間…保育が必要な範囲内で、1日最大11時間（※）まで利用可能
- ・ 保育短時間 …保育が必要な範囲内で、1日最大8時間（※）まで利用可能

認定に当たっては、子どもの保護者についてのみ、保育を必要とする事由を確認します。「保育を必要とする事由」に応じた認定は下記のとおりです。

保育を必要とする事由	利用できる時間	
	保育標準時間	保育短時間
就労	就労時間が、 月120時間以上	就労時間が、 月64時間以上120時間未満
病気・けが・障がい	実態に応じて認定	実態に応じて認定
介護・看護		
就学		
妊娠・出産	○	/
災害復旧		
求職活動中	/	○
育児休業中(当該施設の継続利用のみ)	/	○

※保護者のいずれかの保育必要量が保育短時間であれば、「保育短時間」での認定となります。

※「保育標準時間」の認定要件を満たす場合であっても、「保育短時間」を希望される場合は、「保育短時間」の認定を受けることができます。

※保育必要量の認定は、「保育を必要とする事由を証明する書類（市様式）」に基づいて行います。このため、必ずしも希望する利用可能時間の認定がおりるとは限りません。

(3) 延長保育について

認定された保育必要量に応じた利用時間から外れた時間に保育施設等を利用した場合は、「延長保育」となり、別途延長保育料がかかります。

【利用時間のイメージ】

(例) 下図のような施設を、短時間保育認定のお子さんが9:00~17:00まで利用した場合
⇒16:30~17:00の時間が延長保育に該当します。



(注) 開所時間や延長保育利用料は、各保育施設・事業所ごとに異なります。

4. 教育・保育給付認定の有効期間

交付する支給認定証には有効期間があり、この有効期間を過ぎた場合には教育・保育給付認定が失効します。保育施設等を利用している場合はその時点で原則、退所（園）となります。

失効後、再度保育施設等の利用を希望する場合は、改めて「教育・保育給付認定申請」と「利用申込み」が必要です。再度認定後、保育施設の利用調整を行いますので、申し込みの状況によっては、調整の結果、利用できない場合があります。

認定種別／保育必要事由		有効期間
1号認定		小学校就学前まで
2号認定 (保育必要事由が下記以外の場合)		原則満3歳になる前日から小学校就学前まで
3号認定 (保育必要事由が下記以外の場合)		原則満3歳になる前々日まで
《期間限定》	妊娠・出産	出産予定日の前後2か月間
	2号認定 ・ 3号認定	90日を経過する日が属する月末まで
	就学	保護者の卒業・修了予定日が属する月末まで